

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。
（法第23条第5項）

令和5年度(対象期間令和6年5月1日～令和7年4月30日) における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

(1) 派遣労働者の数	10人（無期雇用者10人，有期雇用者0人）	
(2) 派遣先の数	5社	
(3) 派遣料金の平均額	50,972円	(1人1日8時間あたりの平均)
(4) 派遣労働者の賃金平均	24,290円	(1人1日8時間あたりの平均)
(5) マージン率	52.3%	
	マージンには、賃金以外に会社負担する以下の経費が含まれます。 ・社会保険料：雇用保険、厚生年金保険、健康保険、労災保険などの会社負担分 ・福利厚生費：派遣労働者の有給休暇、健康診断費用 ・法定外福利厚生費：社宅費用、慶弔見舞金、結婚祝い金、出産祝い金など ・教育研修費：労働安全衛生関連研修、資格取得支援など ・広告宣伝費：採用活動における求人広告費用 ・派遣元経費：社宅費、オフィス賃料、社員人件費、通信費、事業運営に必要なシステムの維持費など	
(6) 教育訓練に関する事項	情報セキュリティに関する集合研修、およびe-learningの実施 (それぞれ1回／年)	
(7) 福利厚生に関する事項	年次有給休暇・慶弔規程・定期健康診断	
(8) 派遣労働者の待遇決定方法に 係る労使協定の締結	・労使協定を締結しているか否か：締結している ・協定労働者の範囲：全ての派遣労働者 ・労使協定の有効期間終期：令和8年3月31日	

※弊社の派遣労働事業に従事するスタッフは原則として正社員（常時雇用）にて運営しております。